

殿居小学校の閉校記念式典

3月に閉校する殿居小学校で、閉校式を開催します。平成28年4月からは豊田中小学校と統合し、場所・学校名は現在の豊田中小学校となります。

3月6日(日)午前10時 所 殿居小学校屋内運動場

☎ 教育政策課 (231-1560)

行政評価に関するアンケートに協力してください

各行政分野の取組状況についての生活実感などの調査を行います。



18歳以上の市民5000人(無作為に抽出) ▽ 回答期限 2月22日(月) ※ 調査結果は、今後の市政運営各施策の振り返りに活用します。

☎ 行政管理局 (231-1732)

通知カード(マイナンバー)は受け取りましたか

通知カード(マイナンバー)の返戻分を、住所を管轄する市民サービス課、各支所、各総合支所市民生活課でお預かりしています。通知カードを受け取っていない方は、管轄の窓口で電話で確認のうえ、受け取りをお願いします。



※ 住民基本台帳カードは個人番号カード交付時に回収します。個人

番号カードを申し込まない場合は、住民基本台帳カードの有効期限満面記載までは使用できません

☎ 市民サービス課 (231-1190)

インターネット公表

☎ 申込期間 2月16日午後1時～26日午後11時
▽ せり売り期間(不動産等)



3月4日午後1時～6日午後11時
▽ 入札期間(不動産) 3月4日午後1時～11日午後1時
※ 内容の変更や公売中止の場合あり ※ 公売財産、申し込みの詳細は市ホームページかYahoo!Japanホームページで確認を

☎ 納税課 (231-1170)

市有財産(土地)を売却します

一般競争入札で売却します。

● 物件(地番表示) / 最低入札価格

- ① 川中本町二丁目32番1(宅地173・63平方メートル)、川中本町二丁目32番2(宅地134・52平方メートル) / 1370万円
- ② 川中本町二丁目32番4(宅地386・91平方メートル)、川中本町二丁目32番5(宅地372・37平方メートル) / 24460万円
- ③ 稗田西町54番(宅地74・58平方メートル) / 51万5000円
- ④ 稗田西町55番3(宅地217・83平方メートル)、稗田西町55番4(宅地217・71平方メートル)、稗田西町55番5(宅地361・33平方メートル) / 4375万円
- ⑤ 稗田西町56番2(宅地

- 113・31平方メートル) / 422万円
- ⑥ 稗田西町57番1(宅地662・92平方メートル) / 2088万円
- ⑦ 稗田西町57番2(宅地100・54平方メートル) / 335万円
- ⑧ 稗田西町58番1(宅地194・22平方メートル) / 686万円
- ⑨ 稗田西町58番4(宅地375・43平方メートル) / 1468万円

☎ 2月15日(月) ①～⑤
☎ 2月16日(火) ⑥～⑨
▽ 各日午前10時から(午前9時30分から受け付け)

所 市役所本庁舎新館5階大会議室
☎ 入札保証金 入札前に入札価格の10分の5以上の納付(現金に限る)が必要

☎ 印鑑実印、入札保証金、収入印紙200円(印紙税法第2条に基づき、営業の場合に限る)、黒のボールペンか万年筆 ※ 入札で不落となった場合、4月25日(月)より最低入札価格にて先着順で売却申請を受け付け

☎ 入札当日に入札会場へ入札参加申請書を記入提出。

▼ 現地説明会 ☎ 2月8日(月) ①から順次 ⑤まで、2月9日(火) ⑥から順次 ⑨まで

☎ 両日とも午前10時から

☎ 管財課 (231-1472)

☎ 鶏のニューカッスル病予防ワクチン接種を

☎ 市内で鶏を飼っている方 ※ 無料 ☎ 実施月 3月 ※ 詳細が決

定次第、申込者に連絡 ☎ 2月1日～17日(必着)に、はがきかフ



平成27年分確定申告のお知らせ



● 申告・納付期限

- ▷ 所得税・復興特別所得税・贈与税 = 3月15日(火)
- ▷ 個人事業者の消費税・地方消費税 = 3月31日(木)

● 確定申告が必要な方

▷ 事業(商業、工業、農業、医業、漁業など)所得や不動産(地代、家賃)所得などがある方で、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える方 ▷ 土地、建物などを譲渡した方 ▷ 給与収入が年間2,000万円を超える方 ▷ 年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える方など ※ 一年間の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要になりました。ただし、住民税の申告が必要な場合があります。

● 安心・便利な振替納税を

所得税・復興特別所得税や個人事業者の消費税・地方消費税の納税には、安心して便利・確実な振替納税を利用してください。利用する場合は「口座振替依頼書」を申告期限までに税務署へ提出してください。

☎ 下関税務署 (222-3441) をダイヤル後、「0」番を選択

● 確定申告会場

平成27年分の所得税、復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告会場は、海峡メッセ下関4階イベントホール(豊前田町三丁目/駐車場は有料)です。☎ 2月16日～3月15日 ※ 土・日曜日を除く ▷ 受付時間 = 午前9時～午後4時 ※ 期間中は、下関税務署(竹崎町四丁目)での相談は受け付けていませんが、申告書の提出はできます。海峡メッセ下関会場での納税は不可

● 申告は国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp>) が便利

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すると、自動計算で所得税・消費税・贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成でき、そのまま[e-Tax(電子申告)]を利用して提出するか、紙に印刷して提出できます。※ 確定申告に必要な用紙(申告書・決算書・収支内訳書や医療費の明細書など)は国税庁ホームページから入手できる他、税務署・市役所・各総合支所にもあります

● マイナンバー制度について

平成27年分の所得税等の申告書には、マイナンバーの記載は必要ありません。ただし、申請書、届出書の提出には記載が必要となり、提出時には本人確認が必要となります。

クスで、㊸(7㉿)とファクス番号、鶏飼養羽数を書いて、市家畜自衛防疫協議会(〒750-0009市内上田中町二丁目16番3号 ☎231-1064)へ。

☎農業振興課(☎231-1226)

平成28年度償却資産の申告はお済みですか

平成28年度償却資産の申告期限は2月1日(月)です。事業を営んでいる方は、至急申告書を提出してください。電子申告システム(TEL T.A.X.)からも申告できます。

▽提出先 Ⅱ資産税課、各総合支所 市民生活課

☎資産税課(☎231-1918)、各総合支所市民生活課
▽菊川(☎287-4001) ▽豊田(☎766-2953) ▽豊浦(☎772-4012) ▽豊北(☎782-1918)

新しい電子入札システムを導入しています

平成27年10月1日から新しい電子入札システムを導入しています。



対象は、工事、コンサル、物品、物品修繕、印刷物製造請負です。

※上下水道局、ポータルリース企業局は工事、コンサルのみ

平成28年1月から、物品、印刷物製造請負の公開見積合せも電子入札の対象としています。入札の参加を希望される方は入札参加資

格登録が必要です。※電子入札用ICカードの入手が必要となる場合があります。ICカードの必要枚数については運用の見直しを行っています。※詳細は市ホームページの下関市電子入札システムポータルサイトで確認を

☎▽契約課：工事契約係(☎231-1761)、物品契約係(☎231-3178) ▽上下水道局経営管理課(☎231-8851)

ユネスコ書きそんじハガキ回収キャンペーン

下関ユネスコ協会では、1年を通じて世界中で教育を受けられない人々のために書き損じのはがきを回収しています。



☎未使用の官製はがきや年賀状使用済みのはがきや切手、絵はがきは対象外

2月の臨時休館・休場日

●菊川温泉プール 開2月14日、19日 閉プール槽の清掃・温泉水入れ替えのため

●唐戸市場 開2月24日(水)

●新下関市場 開2月3・17・24日、日曜日・祝日

●豊浦市場 開2月27日

市・県民税の申告は3月15日までに

外の所得が20万円以下の方は、確定申告は不要(還付を受ける場合を除く)ですが、公的年金等以外の所得がある場合や、控除の変更・追加がある場合は、市・県民税の申告が必要です。※市・県民税の申告が必要な方は、申告書が届いていない場合でも、各会場に用意する申告書か、市ホームページの「税額試算・申告書作成システム」で作成した申告書で申告を。※所得のない方も、申告が済んでいないと所得などの証明書の発行不可。※平成27年分の確定申告をする方は、市・県民税の申告の必要なし

平成28年度 市・県民税の申告を

☎平成28年1月1日現在、市内に住所があり、平成27年中に次のことに該当する方
▷商業、製造業、農業、漁業などの事業をしている方
▷地代、家賃などの収入があった方
▷土地や建物を売って、譲渡所得があった方
▷給与所得者で、勤務先から給与支払報告書の提出がない方、他に所得のある方
▷平成27年中に会社などを退職した方
▷雑損控除や医療費控除を受けようとする方
▷市内に住所はないが、事業所や家屋敷のある方
※一年間の公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以

申告の受け付けは、次の日程で行います。混雑を避けるため申告日などをお知らせします。その日に都合が悪い場合は、申告会場のいずれかで期間中に申告を。

●申告会場・期間

- ▷吉母公民館 = 2月2日
- ▷内日公民館 = 2月4・5日
- ▷吉見公民館 = 2月5・8日
- ▷吉田公民館 = 2月8・9日
- ▷長府東公民館 = 2月9・10日
- ▷王喜公民館 = 2月10・12日
- ▷清末公民館 = 2月12・15日
- ▷王司公民館 = 2月15・16日
- ▷勝山公民館 = 2月17・18・19日
- ▷小月公民館 = 2月22・23日
- ▷川中公民館 = 2月24・25・26日
- ▷長府公民館 = 2月29日、3月1・2日
- ▷安岡公民館 = 3月3・4日
- ▷彦島公民館 = 3月7・8・9日
- ▷市役所本庁舎本館7階大会議室 = 2月16日～3月15日 ※土・日曜日を除く

●受付時間 午前9時～午後4時30分

菊川町管内

- ▷総合支所 = 2月12日～3月15日
- 豊田町管内**
- ▷総合支所 = 2月1日～8日、26日～3月15日
 - ▷豊田下公民館 = 2月9・10・12日
 - ▷三豊公民館 = 2月15・16日
 - ▷とのい夢・夢ハウス = 2月17・18・19日
 - ▷豊田中公民館 = 2月22・23・24・25日

豊浦町管内

- ▷豊浦ふれあいセンター = 2月2日
- ▷室津公民館 = 2月3日
- ▷豊浦勤労青少年ホーム = 2月4日
- ▷小串公民館 = 2月5日
- ▷総合支所 = 2月8日～3月15日

豊北町管内

- ▷総合支所 = 2月1日～17日、3月9日～15日
- ▷神玉公民館 = 2月18日
- ▷和久健康センター = 2月19日
- ▷矢玉自治会館 = 2月22日

- ▷豊北生涯学習センター = 2月23日
- ▷阿川公民館 = 2月24・25日
- ▷角島開発総合センター = 2月26日
- ▷県漁協組合豊浦支店 = 2月29日
- ▷栗野浦自治会館 = 3月1日
- ▷栗野公民館 = 3月2日
- ▷田耕農漁家婦人活動促進センター = 3月3・4日
- ▷上畑自治会館 = 3月7日
- ▷二見集会所 = 3月8日

※総合支所は土・日曜日、祝日を除く
●総合支所管内の申告は、会場によって地区の割当があります。受付時間も異なりますので、各総合支所から個別に配布・回覧する文書などで確認を。
☎市民税課(☎231-1916)、菊川総合支所(☎287-4001)、豊田総合支所(☎766-2952)、豊浦総合支所(☎772-4011)、豊北総合支所(☎782-1919)

マークの見方

☎…対象 ☎…日時 ☎…期間 ☎…場所 ☎…内容 ☎…講師 ☎…定員
☎…参加費など ☎…持参する物 ☎…申込方法 ☎…共通事項 ☎…問合せ